

平成19年11月30日

上場廃止等の決定

(株)セタ株式会社について、下記のとおり決定いたしましたので、御通知します。

記

上場廃止、整理ポスト割当て

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 銘 柄 | (株)セタ 株式 (コード・4670) |
| (2) 整理ポスト 割 当 期 間 | 平成19年12月1日から平成19年12月31日まで |
| (3) 上 場 廃 止 日 | 平成20年1月1日 |
| | (注)速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、上記整理ポスト割当期間及び上場廃止日を変更することがある。 |
| (4) 上 場 廃 止 理 由 | 株券上場廃止基準第2条第1項第10号a(上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合)に該当するため。 |

(注)1. (株)セタは、本来、翌期に計上すべき売上高の前倒し計上による不適切な会計処理が判明し、平成19年10月25日付で、関東財務局に対して、平成19年3月期に係る有価証券報告書の訂正報告書及び半期報告書の訂正報告書を提出した旨、開示した。

当該有価証券報告書の訂正報告書によって、平成19年3月期における経常利益の過半近くが取り消され、売上高、当期純損益等についても多額の訂正がなされたことから、平成19年3月期に係る有価証券報告書の記載内容は、投資者の投資判断を大きく誤らせるものであったと認められる。加えて、当時の代表取締役社長自らが、本来、平成19年3月期に計上すべきでなかった売上高の前倒し計上に積極的に関与していた状況も悪質なものであると認められる。これらの事情から、同社が行った「虚偽記載」は、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものであり、その影響は重大であると認められる。

当取引所としては、これらの事情を総合的に勘案し、上記上場廃止理由により同社株式の上場廃止及び整理ポスト割当てを決定したものである。